

計画策定年度	平成26年度
計画変更年度	平成 年度
計画主体	増毛町

増毛町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 増毛町経済課

所在地 北海道増毛町弁天町3丁目61番地

電話番号 0164-53-1117

FAX番号 0164-53-2348

メールアドレス keizai@town.mashike.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	エゾシカ、カラス類、アライグマ、ねずみ科に属する獣類、トド
計 画 期 間	平成27年度～平成29年度
対 象 地 域	増毛町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成25年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	水稲	160 千円 0.6ha
	果樹	706 千円 0.9ha
カラス類	大豆	20 千円 0.1ha
	果樹 (おうとう・りんご)	340 千円 0.7ha
トド	漁網等漁具 水産物 (タコ、カレイ類)	37,372 千円
アライグマ	水稲	100 千円 0.5ha
ねずみ科に属する獣類	マツ類	700 千円 20.0ha

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>これまで生息調査を実施していないため、当地域における生息数については不明である。近年、水田地帯では山間地の一部において水稲への食害が発生しており、果樹地帯では、秋から冬にかけて樹木への被害が発生している。被害面積も年々増加傾向である。</p> <p>また、近年には市街地でも度々出没しており、生活環境及び生産環境など様々な面で支障をきたしている。</p>
カラス類	<p>農作物、特に果樹 (おうとう・りんご) を中心として食害が見られる。また、りんごの有袋栽培の袋をいたずらして外すなど作業環境への被害も増加傾向にある。</p>
トド	<p>例年、11月から6月にかけて本町沿岸海域にトドが来遊し、カレイ刺網を中心に漁具被害が増加し、また漁具被害を避けて操業を見合わせ漁業者も多く、直接・間接的な物を含め莫大な被害額になっている。</p> <p>特に近年では、国道付近の岩場にも20～30頭の群れが確認されるなど深刻な状況になっている。</p>

アライグマ	これまであまり確認されなかったが、水稻の稲を荒らすなどの被害が増加し、今後は畑作物や果樹への被害が懸念される。
ねずみ科に属する獣類	主に山林地帯での樹木への食害で、それらを軽減するため、薬剤の空中散布による駆除をおこなってきた。 被害の範囲が非常に広範囲であり、今後被害の拡大も考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
エゾシカによる農業被害面積・金額	1.5 ha 866 千円	1.0 ha 500 千円
カラス類による農業被害面積・金額	0.8 ha 360 千円	0.5 ha 250 千円
トドによる水産業被害金額	37,372 千円	30,000 千円
アライグマによる農業被害面積・金額	0.5ha 100 千円	0.3ha 50 千円
ねずみ科に属する獣類による林業被害・面積	20.0ha 700 千円	15.0ha 500 千円

※ エゾシカ・カラス類の現状値は、被害調査等において回答があった面積・被害額について記載し、目標値は地域全体で3割程度の被害軽減を見込んでいる。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	対象鳥獣	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	地元猟友会に対して、捕獲及びパトロール等の業務を委託している。	猟友会の協力を得て、有害鳥獣の駆除を行っているが、銃器での捕獲が主であり、夜間の出没や被害に対する対策が不十分である。
	カラス類	平成25年度より鳥獣被害対策実施隊の業務とし、一斉捕獲等の実施回数を増やしてきた。	実施隊での一斉捕獲等は一時的には効果があるものの、効果の持続性が無い。
	トド	北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、増毛漁業協同組合が猟友会に委託し、銃器での駆除及び追い払いを行っている。	トドは国際的に保護が必要な動物とされ、北海道連合海区漁業調整委員会の指示により採捕が規制されており、制限がある。 今後は、近隣市町や留萌振興局管内など広域的な取り組みが必要である。
	アライグマ	アライグマの被害と思われる箇所を中心に、箱ワナの設置を実施した。	捕獲が1頭であり、生息数や実態を把握しきれていない。

	ねずみ科に属する獣類	樹木を食害するエゾヤチネズミによる被害を軽減するため、薬剤の空中散布による駆除を行っている。	被害及び生息範囲が広範囲であるため、薬剤散布を主とした駆除を行う。なお、今後被害が拡大した場合には、必要資材の導入等を検討する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	広域的な設置を推進し、ある程度の農用地を囲い、エゾシカの侵入の防止を図っている。	維持管理について、受益者任せであるため、機能していない防護柵がないよう、組織的に維持管理する体制を整備することが必要である。

(5) 今後の取組方針

エゾシカについては、生息数の減少を図るため地元猟友会に銃器等による捕獲を継続して委託し、農作物に対する食害・踏み付け等の被害を減少させる。

また、くくりわな等の夜間でも捕獲可能な方法を支援する。

カラス類については、果樹協会と連携を取りながら農産物被害発生状況及び生息情報の収集に努め、生息数の減少を図るため鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施する。

また、果樹地帯においては防鳥ネットや爆音機など忌避資材の導入、落果果樹の早期処理等の対策により鳥獣を寄せ付けない環境整備に努める。

さらに、アライグマと思われる被害が増加してきたことから、拡大防止に向け情報収集を強化し、必要資材の導入等により被害を深刻化させないよう努める。

ねずみ科に属する獣類については、林業被害が拡大する恐れがあることから、必要機材の導入等により被害を深刻化させないよう努める。

トドについては、絶滅危惧種であるので、漁業被害を最小限に防ぐため、銃器での駆除及び追い払いを引き続き行う。

また、強化網の導入や既存漁具の改良等での被害防止対策や、新たな手法の開発により、漁業とトドとの共存を目指した対策について模索していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

エゾシカについては、地元猟友会、関係機関等の協力を得て、有害鳥獣の出没地域及び被害状況を把握し、効率的な捕獲体制の構築を図る。

また、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物への被害の軽減を図れないと判断される場合には、当該地域を含め北海道へ捕獲許可申請を提出し、許可を受け捕獲等を行う。

カラス類、アライグマについては、町内における生息数、行動範囲等が未知数なため、目撃・被害情報等を基に町主体で捕獲体制を構築する。

トドについては、今後は北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を増毛漁業協同組合で取得する。被害防止対策については、増毛漁業協同組合が猟友会に委託し駆除及び追い払いを実施する。

ねずみ科に属する獣類については、森林組合による予察調査が行われており、おおまかな個体数の傾向は把握しているため、それらの情報から薬剤散布による駆除及び必要機材の購入・活用による捕獲体制を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 27 年度	エゾシカ カラス類 アライグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 ト ド	各被害防止機材の購入及び適正な実施
平成 28 年度	エゾシカ カラス類 アライグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 ト ド	各被害防止機材の購入及び適正な実施
平成 29 年度	エゾシカ カラス類 アライグマ	狩猟免許取得促進などの方針について検討 各被害防止機材の購入及び適正な保守管理
	ねずみ科に 属する獣類 ト ド	各被害防止機材の購入及び適正な実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

第 1 1 次北海道鳥獣保護管理計画を参考にするとともに関係機関等と協議を行い、対象鳥獣による被害状況を勘案し捕獲を主体としつつ、農業被害の減少を目指す。
トドにおいては、引き続き銃器での駆除及び追い払いを行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
エゾシカ	8 0	1 0 0	1 1 0
カラス類	3 0 0	4 0 0	4 5 0
アライグマ	3	5	1 0
ねずみ科に 属する獣類	5	1 0	1 5
ト ド	3	3	3

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカ</p> <p>捕獲区域は町内一円とする。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農産物への被害の軽減を図れないと判断される場合においては、当該地域を含め北海道へ捕獲許可申請を提出し、許可を受け捕獲等を行う。</p>
<p>カラス類</p> <p>捕獲区域は町内一円とする。</p> <p>箱ワナによる捕獲体制の実施を検討する。また、関係団体からの要請がある場合には、銃器による駆除を実施する。</p>
<p>アライグマ</p> <p>捕獲区域は町内一円とする。</p> <p>箱ワナによる捕獲体制の実施を検討する。</p>
<p>ねずみ科に属する獣類</p> <p>捕獲区域は町有林内及び民有林内とする。</p> <p>山林での薬剤散布による駆除を実施する。</p> <p>なお、必要に応じて機材による捕獲の実施を検討する。</p>
<p>トド</p> <p>1月～6月の間、銃器での駆除及び追い払いを実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
なし			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成27年度	カラス類 アライグマ ねずみ科に属する獣類 トド	防鳥ネット、爆音機などの忌避資材導入 鳥獣による被害防止に向けた、知識の普及活動 忌避材等の被害防止のための実証試験（検討）
平成28年度		
平成29年度		

5. 被害防止対策協議会に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	増毛町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
増毛町	協議会の総括・事務に関すること（事務局）
南るもい農業協同組合	鳥獣被害調査・情報収集
増毛漁業協同組合	鳥獣被害調査・情報収集・トドによる漁業被害の防止及び駆除方法の研究
北海道猟友会留萌支部増毛部会	捕獲等の被害防止活動の実施
留萌農業改良普及センター南留萌支所	防除・技術の普及（農業）
農業者代表（6地区）	鳥獣被害調査・情報収集

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌警察署	住民の安全対策（市街地に鳥獣出没時の対応等）
北海道留萌振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可等）
北海道留萌振興局農務課	鳥獣対策に係る指導・助言
北海道留萌振興局水産課	鳥獣対策に係る指導・助言
留萌地区水産技術普及指導所 留萌南部支所	被害防止技術アドバイザー
留萌地区農業共済組合	被害情報収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度から設置しており、被害防止計画に則った活動を実施している。

(4) その他被害防止の実施体制に関する事項

該当なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には、留萌南部衛生組合の有害鳥獣焼却施設へ搬入する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は捕獲場所において適正に埋設処分する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし